

郡山市東山霊園合葬墓

がっそう ぼ

利用のしおり



＜東山霊園合葬墓＞



＜墓 誌＞

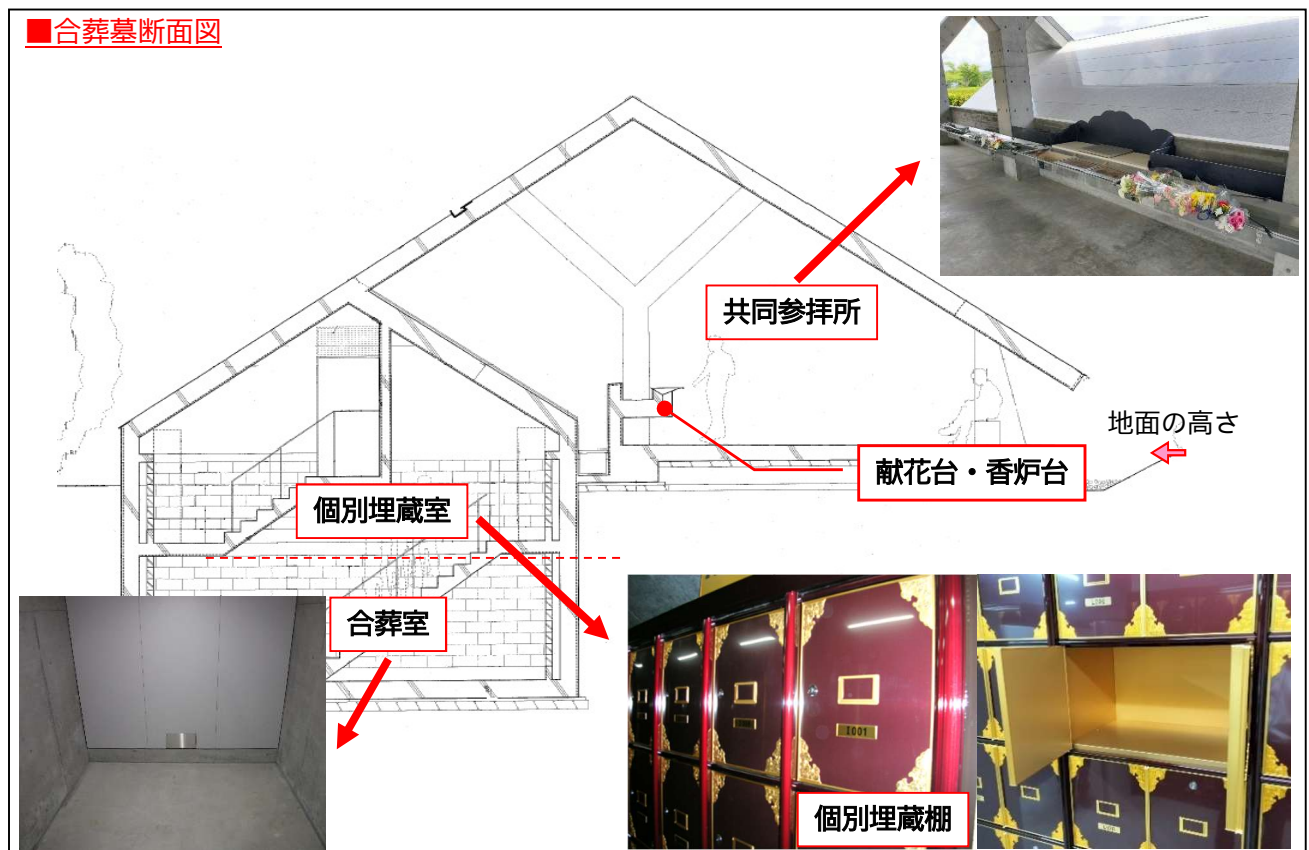
郡 山 市

目 次

合葬墓とは・・・・・・・・・・	1
申込区分・使用料・・・・・・・・	1
申込資格・申込書類・・・・・・・・	1～2
申込みから納骨までの流れ・・・・・・・・	3
使用上の注意点・・・・・・・・・・	3～4
その他・・・・・・・・・・	4
案内図・・・・・・・・・・	4

合葬墓は、従来のお墓とは異なり、一つのお墓にたくさんの方のご遺骨を合同で埋蔵するお墓です。

このしおりを最後までご覧になり、ご親族の方などともよくご相談になってからお申込みください。



合葬墓とは

- (1) 合葬墓は亡くなられた方のご遺骨を合同で埋蔵するお墓です。
- (2) 合葬墓には以下の２種類があります。
 - ・「個別埋蔵室」・・・ご遺骨を骨壺のまま 20 年間個別に埋蔵できます。
 - ・「合葬室」・・・ご遺骨を骨壺から納骨袋に移して埋蔵できます。
 ※「個別埋蔵室」の使用許可日から 20 年経過すると、「合葬室」に埋蔵となります。
- (3) 生前のお申込みもできます。
- (4) 生前のお名前を刻字できる墓誌や、いつでも参拝できる共同参拝所も設置しています。
- (5) 合葬墓の使用権を承継する人は必要ありません。

申込区分・使用料

申込区分		使用料
遺骨所持 (すでにご遺骨 をお持ちの方)	個別埋蔵室 1 体用	95,000 円
	個別埋蔵室 2 体用 (遺骨所持 2 体)	190,000 円
	個別埋蔵室 2 体用 (遺骨所持 1 体+生前予約 1 体)	190,000 円
	直接合葬室 (1 体)	45,000 円
生前申込	個別埋蔵室 1 体用	95,000 円
	個別埋蔵室 2 体用	190,000 円
	直接合葬室 (1 体)	45,000 円
墓誌刻字 1 体		30,000 円

申込資格・申込書類

○すでにご遺骨をお持ちの方

申込資格

次の (1) から (6) までの項目全てにあてはまる方

- (1) 郡山市民 (1 年以上住民登録) で遺骨を所持する方、又は死亡時郡山市民 (1 年以上住民登録) であった者の遺骨を所持する方
 - ※ 現在東山霊園一般墓所の使用許可を受けている方で、一般墓所を返還して申し込む方は市民であるか否かは問いません。
- (2) 申し込む方と所持する遺骨の関係が原則配偶者 (事実婚含む) ・ 3 親等以内の血族 ・ 2 親等以内の姻族 ・ 養父母 ・ 養子である方、又は遺骨の祭祀を主宰する方
- (3) 使用許可日から 1 年以内に遺骨を埋蔵できる方
- (4) 所持する遺骨が焼骨であって分骨でない方
- (5) 東山霊園一般墓所の使用許可を受けていない方
 - ※ 現在東山霊園一般墓所の使用許可を受けている方は一般墓所の返還が条件となります。
- (6) 個別埋蔵室 2 体用を申し込む際、2 人の続柄が配偶者 (事実婚含む) ・ 3 親等以内の血族 ・ 2 親等以内の姻族 ・ 養父母 ・ 養子である方

申込書類

- (1) 郡山市東山霊園合葬墓使用許可申請書
- (2) 死体（胎）火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明の写し

以下の場合、上記(1)、(2)の他に以下の書類がそれぞれ必要となります。

- (3) 申込者が郡山市民以外の場合
⇒申込者の住民票（原本のみ）
 - (4) 上記(2)の書類で申込者と遺骨の続柄が確認できない場合
⇒申込者と遺骨の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
 - (5) 個別埋蔵室2体用を申し込む場合
⇒2人の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
-

○ 生前で申し込みをされる方

申込資格

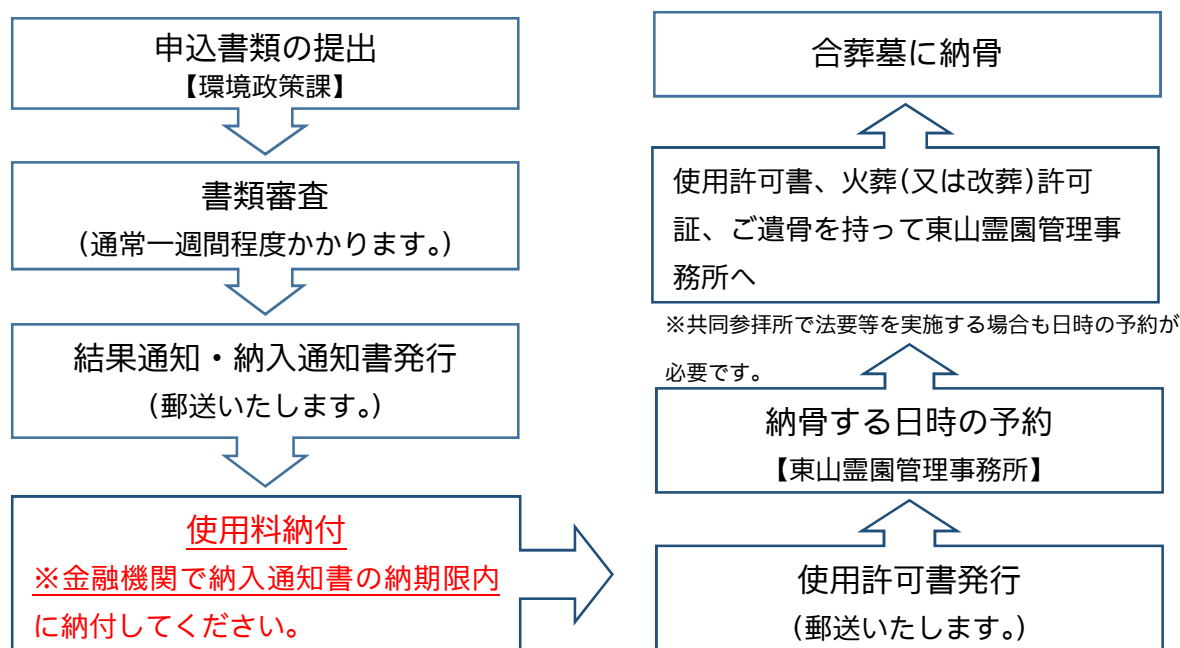
次の（1）から（4）までの項目全てにあてはまる方

- (1) 郡山市民（1年以上住民登録）で申込者本人が利用する方
- (2) 東山霊園一般墓所の使用許可を受けていない方
※ 現在東山霊園の一般墓所の使用許可を受けている方は一般墓所の返還が条件となります。
- (3) 年齢が65歳以上の方（2体用を申し込む際はどちらかが65歳以上の方）
- (4) 個別埋蔵室2体用を申し込む際、2人の続柄が配偶者（事実婚含む）・3親等以内の血族・2親等以内の姻族・養父母・養子である方

申込書類

- (1) 郡山市東山霊園合葬墓使用許可申請書
- (2) 申込者と埋蔵予定者の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
※ 個別埋蔵室2体用を申し込む方のみ

申込みから納骨までの流れ



※郡山市指定及び収納代理金融機関からの入金を確認後、使用許可書を郵送いたします。

入金の確認までに数日時間を要します。

使用許可書の取得をお急ぎの場合は、金融機関の領収済印が押印された納入通知書兼領収証書を環境政策課窓口に御持参ください。使用許可書を即時交付いたします。

◇環境政策課 (電話：024-924-2731)
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7
月～金(祝日を除く)(8時30分～17時15分)

使用料納付にはクレジットカード等の
キャッシュレス決済もご利用いただけ
ます。詳しくは環境政策課までお問い
合わせください。

◇東山霊園管理事務所 (電話：024-955-2107)
〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地
月～金(祝日を除く)(8時30分～17時15分)

使用上の注意点

- (1) 個別埋蔵室に納骨する骨壺は、材質が陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したもの(木製を除く)、大きさは幅・奥行26cm、高さ30cm以内で、骨箱及び骨^{こつ}覆等の外装は埋蔵できません。合葬室に納骨する納骨袋は材質が布、幅40cm、高さ50cmまでで、ご遺骨がこぼれないよう巾着等のものを使用者ご自身でご用意ください。
- (2) 使用許可を受けたご遺骨以外は納骨できません。
- (3) 納骨する際は予約が必要です。納骨できる日時は1月1日～1月3日、12月29日～31日を除く午前9時から午後4時までです。(東山霊園管理事務所にお問い合わせください。)
- (4) 共同参拝所での参拝は常時可能ですが、共同参拝所で納骨式・年忌法要等を行う場合は予約が必要です。(東山霊園管理事務所にお問い合わせください。)

- (5) 「個別埋蔵室」の使用は使用許可日（使用料を納付した日）から20年間です。生前に申し込まれた方が20年を過ぎて納骨される場合は、直接合葬室に合葬となります。なお、その場合に必要となる納骨袋は使用者ご自身でご用意ください。
- (6) 「個別埋蔵室」・「合葬室」における埋蔵位置の指定はできません。
- (7) ご遺骨は「個別埋蔵室」で埋蔵している間は返還が可能です。「合葬室」への埋蔵の場合、ご遺骨は返還できません。
- (8) 「個別埋蔵室」及び「合葬室」へは原則立ち入りできません。ただし、「個別埋蔵室」へご遺骨の埋蔵及び返還の時のみ立ち入りができます。
- (9) 共同参拝所に供えられるものは花・線香のみです。
- (10) 墓誌への刻字をご希望の方は、所定の様式で届出をして下さい。刻字は、年2回程度に分けて刻字いたします。なお、刻字できるものは生前の氏名のみです。

その他

- (1) 個別埋蔵室で埋蔵しているご遺骨を他のお墓に改葬する場合、使用者が亡くなっている場合は承継の手続きが必要となります。
- (2) 合葬墓にご遺骨を埋蔵する前（未使用の状態）に返還された場合、使用料の1/2をお返しします。ただし、使用者がお亡くなりになった場合は承継の手続きが必要となります。
- (3) 改葬で合葬墓をお申込みの場合は、特例として、1体用の使用料で複数体分のご遺骨を埋蔵できます（骨壺1つ又は納骨袋1袋にまとめること）。
- (4) 合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」「郡山市東山霊園条例」「郡山市東山霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
- (5) 合葬墓は、宗教・宗派にとらわれない施設です。なお、市では宗教的な行事は行いません。
- (6) 使用許可書を紛失した場合は再交付を受けてください。
- (7) 使用許可書の記載事項（申請者の氏名・住所）に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて許可書の書き換えを受けてください。（埋蔵者の変更はできません。）

案内図

